

松江市告示第 374 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境保全上の見地から意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 16 日

松江市長 上定 昭仁



- 1 申請者
アースサポート株式会社 代表取締役 尾崎 俊也
島根県松江市八幡町 882 番地 2
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
松江市大庭字深田 1746 番、1747 番、1748 番 2
松江市東忌部町字明神 3244 番 1、3244 番 2、3244 番 3、3245 番、3246 番 1、3246 番 3
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型産業廃棄物の最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上 3 種類については、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装（有機性の物質が混入・付着していないものを除く）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管及び廃石膏ボードを除く。）、ゴムくず、がれき類
（以上 5 種類については、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日
令和 6 年 7 月 30 日
- 6 縦覧場所
島根県松江市学園南一丁目 20 番 43 号 環境センター2 階 環境対策課
- 7 縦覧期間及び縦覧時間
(1) 縦覧期間 令和 7 年 9 月 16 日から令和 7 年 10 月 16 日まで（ただし、松江市の休日（日を定める条例（平成 17 年松江市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）を除く。）
(2) 縦覧時間 午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- 8 意見書の提出期等
(1) 意見書の記載内容等
意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること
(2) 意見書の提出期限
令和 7 年 10 月 30 日
(3) 意見書の提出先
〒690-0826 島根県松江市学園南一丁目 20 番 43 号 環境センター2 階
松江市環境エネルギー部環境対策課廃棄物規制係
(4) 備考
調整池の追加設置により、二回目の告示に供する。（一回目：令和 6 年 10 月 21 日～）